

昭和四十六年一月十一日

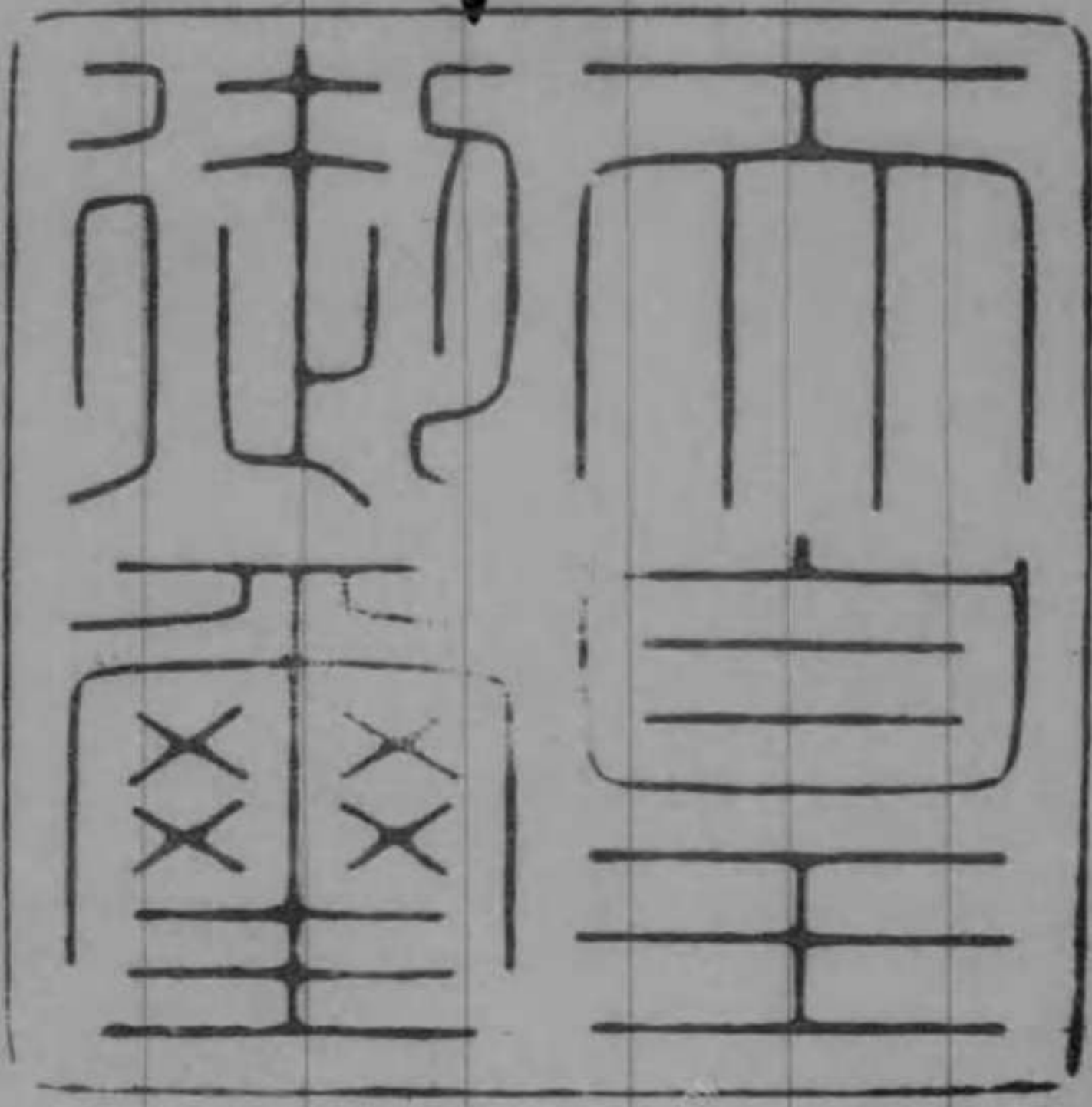
内閣総理大臣

逓信省長官

（Faint vertical text, likely the body of a memorandum or official document, mostly illegible due to fading.)

日本国有鉄道法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

裕仁



昭和四十六年一月十四日

内閣総理大臣

佐藤榮作

政令第二号

日本国有鉄道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第六條第四項及び第四十九條ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

日本国有鉄道法施行令（昭和二十四年政令第百十三号）の一部を次のように改正する。

第一條第三号中「停車場」を「鉄道の貨物駅」に改め、同條第六号を次のように改める。

六 日本国有鉄道の鉄道の旅客駅（旅客駅と一体として設けられる店舗、事務所等を含む。次号において同じ。）の建設及び管理を行なう事

業

第一條に次の三号を加える。

七 日本国有鉄道の旅客の利便を確保するため必要な旅客駅内の食事施設、宿泊施設その他の施設の運営を行なう事業

八 日本国有鉄道の鉄道と他の交通機関とを連絡するため鉄道の旅客駅に接続して設けられるバスターミナル、駐車場その他の施設の運営を行なう事業

九 日本国有鉄道の委託を受けて次に掲げる業務を行なう事業

イ 乗車券類の発売

ロ 駅における旅客又は貨物の取扱い及び駅の施設の保守

ハ 列車の組成

第二十五条ただし書中「第五号」を「第四号」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 削除

第二十五条第十五号中「二十万円」を「三十万円（指名競争に付する場合は、六十万円）」に改め、同条第十六号中「百万円」を「百五十万円（指名競争に付する場合は、三百万円）」に改め、同条第十七号中「六十万円」を「百万円（指名競争に付する場合は、百八十万円）」に改め、同条第十八号中「三十万円」を「五十万円（指名競争に付する場合は、百万円）」に改め、同条第十九号中「十万円」を「二十万円（指名競争に付する場合は、三十万円）」に改め、同条第二十号中「四十万円」を「六十万円（指名競争に付する場合は、百二十万円）」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

運輸大臣 橋本登喜男之郎

内閣府

内閣総理大臣 佐々榮作

理由

日本国有鉄道の業務の合理化及び旅客の利便の確保を図るため、その投資することができざる事業として、鉄道の旅客駅の建設及び管理を行なう事業、旅客の利便を確保するための旅客駅内の食事施設等の運営を行なう事業、その委託に基づき駅における旅客又は貨物の取扱いの業務を行なう事業等を追加するとともに、一般競争入札の方法に準じて契約を締結することを要しない契約の価格の限度を引き上げる必要があるからである。